

①学校名:	東京医療保健大学		②所在地:	東京都品川区東五反田4-1-17		
③課程名:	東京医療保健大学大学院医療保健学研究科 医療保健学専攻看護マネジメント学領域	④正規課程/履修 証明プログラム:	正規課程	⑤開設年月日:	平成19年4月	
⑥責任者:	木村 哲		⑦定員:	医療保健学専攻25名 (27年度看護マネジメント学領域修了者6名)	⑧期間:	2年間
⑨申請する 課程の目的・ 概要:	<p>本課程は医療系大学院における2年間のコース(修士課程)であり、病院や地域等の現場で就業する看護職者を対象とし、就業を継続しながら学べる環境を整え、高度な学修と基礎的な研究活動をととして、国民や国が求める高品質な看護を仕組みとして提供できるリーダー・管理者を養成することを目的としている。</p> <p>少子超高齢社会となり、日本は地域包括医療の構築にむけて大きく舵を切りなおしている。これに伴い、保健医療現場での看護職者への期待は多大なものがあるが、限られた資源を効果的に活用し期待される役割を果たすためには高度なマネジメント能力が不可欠である。本課程では、医療・保健及び組織マネジメントに関する理論的かつ先進的な知識を提供するとともに、事例を用いたプレゼンテーションと討論を行い、現状の問題を解決し高品質な医療・保健を展開するためのマネジメント能力を育成する。</p>					
⑩4テーマへの 該当の有 無	なし	⑪履修資格:	<p>(平成29年度入学者の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者受け入れの方針 看護マネジメント学領域における知識と技術を有し、臨床現場でのさらなる実践能力、専門的知識を体系的に学ぶ意欲を有すること。 ・出願資格 出願することができる者は、次の各号のいずれかの条件を満たし、平成29年3月末現在で、医療・保健施設、教育研究機関、官公庁、企業等の現場において実務経験のある社会人とする。 (1)大学(学校教育法第83条に定める大学をいう。以下同じ)を卒業した者。 (2)学校教育法第104条第4項の規定により、大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者または平成29年3月末日までに授与される見込みの者。 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者。 (5)我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。 (6)専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定する者を文部科学大臣が定める日以後に修了した者。 (7)文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)。 (8)本大学院において、個別の入学試験出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成29年4月1日現在で満22歳以上の者。 			
⑫対象とする 職業の種 類:	看護師・保健師・助産師・看護教員のうち主として管理的立場にある者及びその予定にある者					
⑬身に付ける ことのできる 能力:	(身に付けられる知識、技術、技能) 次のことに関する理論と先進的情報に基づく 知識及び技術:人材育成、人材活用、 組織運営、医療組織の質保証、現状を評価し 実態の課題を示すとともに介入のエビデンスを 示す方法、国際的かつ学際的な先進的情報を 探索し分析する方法。		(得られる能力) 医療・保健施設において看護・看護関連人材を育成し 適切に活用する能力。上記を含め現状の問題を解決し高品質な医療・保健を展開するためのシステムを 創造・構築し維持・発展させる能力これらに関する 活動成果をエビデンスとして示す基礎的な能力。			
⑭教育課程:	<p>看護マネジメント特論Ⅰ～Ⅳにおいて、人材育成・人材活用、医療組織の質保証に関する理論的知識を修得するとともに、所属施設の現状に関するプレゼンテーションとディスカッションを行い、具体的に組織を分析し改善方法を探索する技術を身に付ける。また、サーベイランス特論と疫学保健統計学では、医療保健と組織の現状を数値化し、全国および諸外国と比較して評価するための知識と技術を、医療経営特論と組織の経済学、看護政策論では、組織運営とこれに必要なシステム構築や運営に関する知識、これらを国の政策がどのように牽引し相互に発展させていくかについて学ぶ。</p> <p>さらに研究演習Ⅰ・Ⅱにおいては、基礎的な科学研究の知識・方法を学ぶとともに、職業経験から生じる問題意識を研究課題へと転換させ、解決策を導くように実態を整理・分析するとともに、実施した介入の成果をエビデンスとして示し、日本の医療・看護の質向上に貢献する能力を育成する。</p>					

⑮修了要件 (修了授業時 数等):	2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を習得するとともに、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。						
⑯修了時に付 与される学位・ 資格等:	修士						
⑰総授業時 数:	108	単位	⑱要件該当授業時数:	102	該当要件	⑲要件該当授業時数 ／総授業時数:	94%
⑳成績評価の 方法:	授業科目を履修し、その試験に合格した者に所定の単位を与える。ただし、試験は筆記試験に限らず、論文・レポート、実技の成績等によってこれに代えることがある。						
㉑自己点検・ 評価の方法:	理念・目的に基づき適切な教育研究等を行い有為な人材の育成が図られているかについて、毎年度、学科長会議・研究科長会議・教授会及び学科会議等において点検・評価及び検証を行っており、その結果に基づき教育研究等の改善充実を図ることとしている。						
㉒修了者の状 況に係る効果 検証の方法:	平成19年度の設置後、88名の修了生を送り出している。効果検証としては、修了後の所属・職位の変化、研究等発表状況、研究生制度への応募、等を追跡調査している。特に設置後8年を経過した26年度には、全領域修了者127名を対象に現職の環境の中で、「高度専門職業人」としての役割りを果たしているか等の動向調査を行い報告書も作成した。他、定期的に修了生の研究会を開催し、活動報告を行い、教育の成果を確認している。						
㉓企業等の 意見を取り 入れる仕組 み:	<p>(教育課程の編成) 本学では学外の大学教員及び実務家等、有識者をもって構成する「スクリー委員会」を設置しており、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保障を図る観点から本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願外部からの提言・評価をいただいている。これをもとに教育課程編成を含め授業方法等の改善を継続実施している。</p> <p>(自己点検・評価) 学外の大学教員及び実務家等、有識者をもって構成する「スクリー委員会」において、教育研究の質の向上を図るとともに内部質保障を図る観点から本学の教育研究関連課題を社会的側面から検討願外部からの提言・評価をいただいている。これをもとに教育課程編成を含め授業方法等の改善を継続実施している。</p>						
㉔社会人の受 講しやすい工 夫:	週末の講座開講、年3回の集中講義						
㉕ホームペー	http://www.thcu.ac.jp/graduate/healthcare/						

事務担当者名	諸田 清	所属部署:	大学院事務室
連絡先:	(電話番号)03-5421-7685 (E-mail)info-master@thcu.ac.jp		

* パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。